

02 年人事院勧告に抗議する(声明)

2002 年 8 月 21 日

全国福祉保育労働組合

中央執行委員長 茂木 初子

1、人事院は、8月8日、国会と内閣に対し国家公務員の今年度の給与改定等に関する勧告を行なった。その内容は、賃金の官民較差に2.03%の逆較差（-7770円）が生じたとして、勧告史上はじめての給与表（本俸）のマイナス改定を行なうというものであった。また、手当でも配偶者扶養手当の引下げと4年連続となる0.05ヶ月の一時金を削減、今後、3月の期末手当は廃止し、一時金は夏・冬の2回とすることも勧告した。しかも、人事院は、「不利益不遡及の原則」も踏みにじり、「不遡及分は12月の期末手当で調整する」として、マイナス勧告による月例給の減額を事実上4月分から実施している。これらによって、公務員労働者の賃金は、年収ベースでみると平均15万円（-2.3%）もの大幅な減収となる。

2、公務員賃金は、年金水準や生活保護基準等の社会保障給付の基準、各種補助金での人件費の算定基礎等となっており、それこそ数千万人の国民の生活に直接、間接の影響を及ぼす。人事院自らも少なくとも「750万人の労働者の賃金に直接的に影響する」ことを認めている。

特に、社会福祉労働者の賃金財源のベースである措置費や運営費、介護報酬、さらには今後具体化される支援費等は、いずれもその算定の基礎を公務員賃金に置いており、また、多くの民間福祉職場では、公務員の俸給表を実際の賃金基準に使っている実状もある。こうした構造を通じて、人事院勧告の内容は殆ど直接的に民間社会福祉労働者の賃金を規定している。

この点からみても、人事院勧告は公務員への労働基本権の制限に対する代償措置としての役割のみならず、公務員労働者のもとより、不況と賃下げ、雇用不安にあえぐ多くの労働者と国民の生活の安定をはかるという役割をも負うものである。それらの役割に照らしても、今次勧告の言語道断の内容を我々は絶対に是認することはできない。

3、99年、人事院は新たに「福祉職俸給表」を制定し、それを単に国家公務員の福祉専門職賃金にとどまらず「民間への波及効果を期待する」する旨の制定の主旨を述べた。公務員「準拠」とはいうものの実態としてははるかに低い水準に位置していた民間社会福祉労働者の賃金改善にとって、それは、一つの目標となるものであった。

しかし、その後2年間、俸給表の改定は行われず、一方、一時金の減額によって総体としての人件費財源は削減されてきた。こうしたもとで、厚生労働省が今回のマイナス勧告を「人勧準拠」の建前で、そのまま各種の措置費、運営費等の社会福祉交付金に反映させることに、我々は反対する。また、各社会福祉経営が同じく「人勧準拠」を建前

に機械的に個々の職場での賃金に取り入れることにも反対する。

我々は、厚生労働省が社会福祉職場における人材確保を図る上でも、格付けの引き上げ等によって、現状の人件費財源の水準を確保すべきであることを主張し、要求する。

また、個々の経営においても、労働者の低賃金実態を直視し、現行の賃金水準を保障しつつ、共に政府に向けた財源拡充の運動に取り組むことを強く呼びかけるものである。我々は、これらの要求も掲げながら、この秋年の運動において、公務労組連絡会にも結集して、政府に対する「勧告に基づく給与法の改定反対」をたたかうと共に、「賃下げの悪循環」を断ち切る上でも、個々の社会福祉経営への要求と呼びかけをいっそう強め、たたかう決意である。